

議案第 4 3 号

浮間舟渡駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

浮間舟渡駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「15万円」を「16万円」に改める。

- (1) 浮間舟渡駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 61 年板橋区条例第 26 号）第 15 条第 2 項
- (2) 浮間舟渡駅周辺南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 62 年板橋区条例第 17 号）第 14 条第 2 項
- (3) 四葉二丁目・徳丸八丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 62 年板橋区条例第 18 号）第 9 条第 2 項
- (4) 桜川三丁目補助 234 号線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年板橋区条例第 33 号）第 12 条第 2 項
- (5) 舟渡三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 7 年板橋区条例第 30 号）第 7 条第 2 項
- (6) 西台一丁目周辺南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 33 号）第 12 条第 2 項
- (7) 西台一丁目周辺北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 14 年板橋区条例第 17 号）第 13 条第 2 項
- (8) 加賀一・二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 14 年板橋区条例第 31 号）第 13 条第 2 項
- (9) 西台二丁目周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 19 年板橋区条例第 31 号）第 12 条第 2 項

- (10) 向原三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２０年板橋区条例第１５号）第１４条第２項
- (11) 成増五丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２０年板橋区条例第１６号）第１４条第２項
- (12) 中台二丁目北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２３年板橋区条例第１０号）第１１条第２項
- (13) 新河岸二丁目工業地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２４年板橋区条例第２０号）第１１条第２項
- (14) 旧板橋宿周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２５年板橋区条例第３５号）第１６条第２項
- (15) 大山駅東地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２７年板橋区条例第７１号）第１３条第２項
- (16) 大谷口一丁目周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２９年板橋区条例第９号）第１０条第２項
- (17) 赤塚六丁目北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成３０年板橋区条例第８号）第１０条第２項
- (18) 若木二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成３０年板橋区条例第４６号）第９条第２項
- (19) 若木一・二丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年板橋区条例第２９号）第９条第２項
- (20) 向原第二住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和２年板橋区条例第１５号）第１３条第２項

付 則

- １ この条例は、令和３年７月３０日から施行する。
- ２ この条例の施行の日前に受理した公益上必要な建築物等の特例の許可の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

公益上必要な建築物等の特例に係る許可申請手数料の額を改める必要

がある。